

第159回 日商簿記検定試験 1級 一 会計学一

解 説

模範解答・予想配点・解説等は、学校法人高橋学園が独自の見解によって作成しており、検定試験実施機関における本試験の解答並びに出題の意図を保證するものではありません。なお、予告なしにその内容を変更する場合がございます。ご理解いただいたうえで、ご利用ください。

第1問

1.

- ア. 割引発行した場合の社債を利息法による償却原価法を適用した場合、社債の元本が増加するため、社債利息は、後の期間になればなるほど大きくなる。
- イ. 新株予約権付社債についての区分法を採用している場合、新株予約権は「純資産の部」に表示される。
- エ. ファイナンス・リース取引における資産計上額を決定する際に、割引率が高くなればなるほど、資産計上額が小さくなるため、各期に配分される減価償却費は小さくなる。

2.

- イ. 支配の喪失を伴わない子会社株式の一部を売却した場合、一部売却に伴う差額は、非支配株主との取引であるため、資本剰余金として処理される。
- ウ. 細分化され過ぎたセグメント情報は、財務諸表利用者にとって必ずしも有用な情報とはならないため、複数の事業セグメントが一定の条件を満たす場合、当該事業セグメントを1つの事業セグメントに集約することができる。
- エ. 各報告セグメントの利益並びに資産の額を注記によって開示するが、負債の額までは求められていない。なお、最高経営意思決定機関に対して定期的に提供され、使用されている場合には、負債の額を開示する必要がある。

3.

- ア. 固定資産の減損損失は、特別損失の区分に表示されるため、当期の営業利益には影響を及ぼさない。
- イ. 負ののれん発生益は、特別利益に区分に表示されるため、当期の経常利益には影響を及ぼさない。
- エ. その他有価証券売却益は、包括利益計算書において組替調整が行われ、その他の包括利益のマイナス項目になるため、当期の包括利益は小さくなる。

4.

- イ. 金融商品取引法上の個別財務諸表には、株主資本等変動計算書は含まれる。
- ウ. 金融商品取引法上の連結財務諸表については、1 計算書方式のみならず、2 計算書方式も認められている。
- エ. 金融商品取引法上の四半期連結損益計算書は、四半期会計期間及び期首からの累計期間が開示の対象である。

第2問

1. ソフトウェアの償却

(1) X2年度の償却額

① 見込販売数量を基準

$$48,000 \text{ 千円} \times 1,500 \text{ 個 (当期の実績販売数量)} / 3,200 \text{ 個 (当初の見込販売数量)} = 22,500 \text{ 千円}$$

② 残存有効期間を基準

$$48,000 \text{ 千円} \div 3 \text{ 年} = 16,000 \text{ 千円}$$

③ ①と②のいずれか高い金額

(2) X3年度の償却額

① 見込販売数量を基準

$25,500 \text{千円 (未償却残高)} \times 400 \text{個 (当期の実績販売数量)} / 1,200 \text{個 (変更後の見込販売数量)} = 8,500 \text{千円}$

② 残存有効期間を基準

$25,500 \text{千円} \div 2 \text{年} = 12,750 \text{千円}$

③ ①と②のいずれか高い金額

2. 分配可能額と株主資本

(1) 分配可能額

① X2年度末の剰余金

$30,000 \text{千円 (その他資本剰余金)} + 289,000 \text{千円 (繰越利益剰余金)} = 319,000 \text{千円}$

② 資本等金額

$200,000 \text{千円 (資本金)} + 30,000 \text{千円 (資本準備金)} + 15,000 \text{千円 (利益準備金)} = 245,000 \text{千円}$

③ のれん等調整額

$540,000 \text{千円 (のれん)} \times 1/2 + 0 \text{千円 (繰延資産)} = 270,000 \text{千円}$

④ のれん等調整額の超過額

のれん及び繰延資産は費用の繰延にしか過ぎないため、分配可能額を算定上、これを資産として扱い、株主に対して会社財産の払い戻しを認めることが適当ではないため、控除される。

条 件	のれん等調整額の超過額
(a) のれん等調整額 \leq 資本等金額	0 (ゼロ)
(b) のれん等調整額 $>$ 資本等金額 のれん等調整額 \leq 資本等金額+その他資本剰余金	のれん等調整額-資本等金額
(c) のれん等調整額 $>$ 資本等金額+その他資本剰余金 ①のれん $\times 1/2 \leq$ 資本等金額+その他資本剰余金	のれん等調整額-資本等金額
②のれん $\times 1/2 >$ 資本等金額+その他資本剰余金	その他資本剰余金+繰延資産

\therefore ③-②=25,000千円

⑤ 分配可能額

①-④

(2) 配当後の株主資本

① 1/10規制

$(20,000 \text{千円 (その他資本剰余金からの配当額)} + 60,000 \text{千円 (繰越利益剰余金からの配当額)}) \times 1/10 = 8,000 \text{千円}$

② 1/4規制

$200,000 \text{千円 (資本金)} \times 1/4 - 30,000 \text{千円 (資本準備金)} - 15,000 \text{千円 (利益準備金)} = 5,000 \text{千円}$

③ ①と②のいずれか低い額

④ 準備金の積立額 (各配当額で積立額を按分する)

その他資本剰余金： $5,000 \text{千円} \times 20,000 \text{千円 (その他資本剰余金)} / 80,000 \text{千円 (配当額全額)} = 1,250 \text{千円}$

繰越利益剰余金： $5,000 \text{千円} \times 60,000 \text{千円 (繰越利益剰余金)} / 80,000 \text{千円 (配当額全額)} = 3,750 \text{千円}$

⑤ 資本準備金

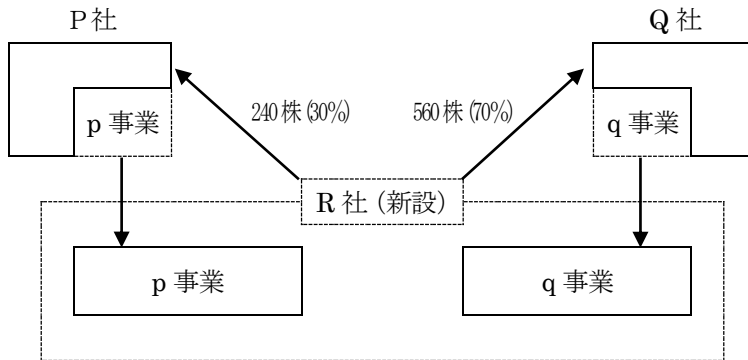
$30,000 \text{千円 (期首)} + ④ = 31,250 \text{千円}$

⑥ 繰越利益剰余金

$289,000 \text{千円 (期首)} - 60,000 \text{千円 (配当額)} - ④ = 225,250 \text{千円}$

3. 共同新設分割

(1) 取引の概要



(2) 各社の個別財務諸表上の処理

① P社

P社はR社の株式30%を取得することにより、R社は関連会社となる。P社は移転事業に対して引き続き事業投資を行っており、投資は継続していると考えられる。よって、R社株式の取得原価は、移転事業に係る株主資本相当額に基づいて算定し、移転損益は認識しない。

(借) R社株式	100,000	(貸) p事業	100,000
----------	---------	---------	---------

② Q社

Q社はR社株式の70%を取得することにより、R社を子会社として支配している。よって、R社株式の取得原価は、移転事業に係る株主資本相当額に基づいて算定し、移転損益は認識しない。

(借) R社株式	200,000	(貸) q事業	200,000
----------	---------	---------	---------

③ R社 (取得企業がQ社)

共同新設分割の会計処理は、新設により設立された複数の新設分割設立会社が設立直後に合併したものとみなして会計処理を行う。よって、q事業は企業結合日の適正な簿価、p事業は企業結合日の時価で資産、負債を受け入れることになる。

(借) q事業	200,000	(貸) 株主資本	200,000
(借) p事業	110,000	(貸) 株主資本	120,000
(〃) のれん	10,000		

(3) Q社の連結財務諸表上の処理

		70%	← 100%	
80,000			24,000	事業価値 280,000
株主資本簿価 200,000			60,000	
株主資本時価 110,000			33,000	事業価値 120,000
10,000	77,000		3,000	
	7,000			
	0%	→ 70%		

(借) 株主資本	320,000	(貸) R社株式	200,000
		(〃) 非支配株主持分	93,000
		(〃) 資本剰余金	24,000
		(〃) のれん	3,000